

日本農林規格等に関する法律施行令第二条第一項の農産物等に係る主務大臣が定める基準等の一部を改正する件 新旧対照表
○日本農林規格等に関する法律施行令第二条第一項の農産物等に係る主務大臣が定める基準等（令和４年９月２８日財務省・農林水産省告示第３１号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
一 日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第２条第１項の主務大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（以下「化学農薬等」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。 １ 有機農産物の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示第１６０５号。以下「有機農産物規格」という。）<u>表 A. 1</u>に掲げる肥料及び土壌改良資材並びに<u>表 B. 1</u>に掲げる農薬のうち、化学的に合成されたもの。 ２ （略） 二 令第２条第１項の農産物に係る主務大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。 １ 有機農産物規格<u>箇条 5</u>の基準に適合していること。 ２ （略）	一 日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第２条第１項の主務大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（以下「化学農薬等」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。 １ 有機農産物の日本農林規格（平成１７年１０月２７日農林水産省告示第１６０５号。以下「有機農産物規格」という。）<u>別表 1</u>に掲げる肥料及び土壌改良資材並びに<u>別表 2</u>に掲げる農薬のうち、化学的に合成されたもの。 ２ （略） 二 令第２条第１項の農産物に係る主務大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。 １ 有機農産物規格<u>第 4 条の表各項</u>の基準に適合していること。 ２ （略）